

上板町地域ケア個別会議ガイドライン



「かきじい」

上板町観光イメージキャラクター

上板町 健康推進課

上板町地域包括支援センター

令和5年9月作成

1. 地域ケア個別会議の目的

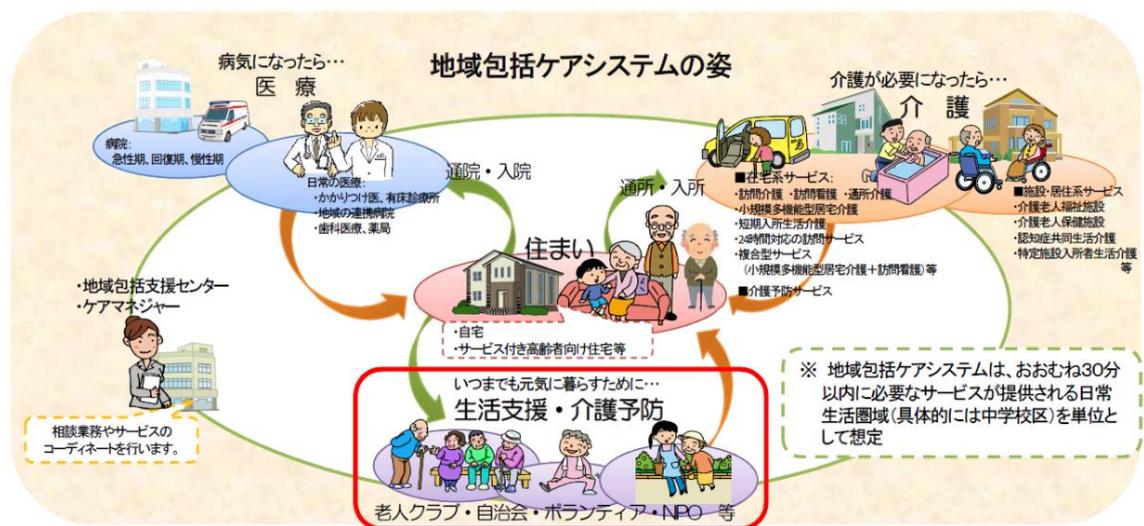
高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が求められている。

個別ケースを検討する地域ケア個別会議は、多職種の助言を得ながら、地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援等を通じて、高齢者が地域で生きがいを持ち、自分らしい自立した生活が送れるようにすることを目的としている。

上板町では、地域ケア個別会議を通じて、利用者の自立支援と重度化防止、支援困難な個別課題の解決等のため、多職種が協働し、ケアプランの検証を行い、有効な支援策を明らかにするとともに、個別課題の分析等を積み重ねることにより、地域に共通する生活課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで、地域包括ケアシステムの深化に向けた施策の推進につなげていく。



出典:平成28年3月地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」



出典:みんなの医療ガイド 公益社団法人 全日本病院協会

2. 地域ケア個別会議の概要

	地域ケア個別会議① (自立支援のサポート会議)	地域ケア個別会議② (困難事例の多角的な アセスメント力の強化)	地域ケア個別会議③ (生活援助中心型サービス)
特徴	高齢者本人の自己実現に向けた支援となっているか、自立支援・生活機能向上に向けたケアマネジメントになっているか等を検討する	困難事例や緊急な対応、判断を有する事例に対して、具体的な支援方法等を検討し、個別課題の解決を目指す	訪問介護における生活援助中心型サービスの要介護状態区分に応じて、定められた回数を超える市町村に届け出たケアプランの検証を行い、適正な利用を目指す
効果	① 自立支援の視点を定着させることにより、アセスメント力の向上とケアマネジメントのスキルアップ及びサービスの質の向上を図る ② 会議の検討課題で見えてくる、不足している社会資源を発見する機能や地域の課題を抽出する機能を有する	① 多職種協働による、多角的なアセスメント視点から支援の方向性を導き出す ② 会議の検討課題で見えてくる、不足している社会資源を発見する機能や、地域の課題を抽出する機能を有する	① 利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す ② 会議の検討課題で見えてくる、不足している社会資源を発見する機能や地域の課題を抽出する機能を有する
事例	① 要支援1～2の認定者 要介護1～2の認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業の認定者 ② 会議開催日にサービス開始概ね1年未満のサービス利用者	① 支援者が困難を感じている事例 ② 支援が自立を阻害していると考えられる事例 ③ 必要な支援につながない事例 ④ 権利擁護が必要な事例 ⑤ 地域課題に関する事例	厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(平成30年厚生労働省告示第218号)を位置付ける事例
開催頻度	6ヶ月に1回 (1～2事例程度)	随時	随時

3. 地域ケア個別会議の構成員

助言者	医師、歯科医師、*薬剤師、*理学療法士、*作業療法士、言語聴覚士、*管理栄養士、*主任介護支援専門員、弁護士、司法書士、*生活支援コーディネーター、*行政担当職員等
事例提出者	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、事例に関わる機関、団体等
保険者	上板町 健康推進課
事務局	上板町 地域包括支援センター

※ *印の付いたメンバーは毎回出席。その他については、事例により出席する。

4. 地域ケア個別会議開催までの流れ

会議開催 1 か月前

対象者抽出

会議開催 3 週間前

資料提出依頼
(事例提出者へ事務局から連絡)

会議開催 2 週間前

資料提出(締切)
(事例提供者から基本持参にて事務局へ提出)

会議開催 1 週間前

資料送付
(保険者から助言者等へ送付)

数日前

会議資料読み込み



地域ケア個別会議開催

*緊急を要す事例の場合はこの限りではない。

5-1 地域ケア個別会議①（自立支援のサポート会議）の流れ

- ① 計画作成者等から概要説明
- ② 介護サービス事業者から個別計画・モニタリング等説明
- ③ アドバイザーからの意見・提案・助言
- ④ まとめ

1 事例につき、計画作成者と各介護サービス事業者より概要説明を計 10 分程度、参加者からの質問・助言の取りまとめを 28 分程度で行い、最後に 2 分程度でまとめを行い、合計 40 分程度を原則とする。詳細内容は、下記参照。

実施事項	所要時間 (目安)	発言者	実施事項
事例提出者から事例の概要説明	約5分	計画作成担当等	① 事例の基本情報について説明 ② 事後予測もしくは見通しから、改善可能なポイントを説明し、計画作成担当者が考えた対応方針策を示す ③ 今後支援するにあたって、専門的な立場からの助言を受けたいところを伝える
事例提出者から支援方針の説明	約5分	介護サービス事業者等	事例への支援内容・方針について説明
質問・助言	約 28 分	司会者 助言者(専門職)	説明に関する不明点の確認 説明についての質問・助言
まとめ	約2分	司会者	① ケアの方針を確認し、決定事項等をまとめ、共通認識を確認 ② 会議で出された助言や意見を踏まえ、事例提出者(計画作成担当、介護サービス事業者)が取り組むべき点等についてまとめる

5-2 地域ケア個別会議②（困難事例の多角的なアセスメント力の強化）の流れ

- ① 事例提出者から概要説明
- ② 助言者からの意見・提案・助言
- ③ まとめ

事例提出者等より概要説明をしたのち、参加者からの質問・助言を受け、問題解決に向けての検討を行う。所要時間は、事例により異なる。詳細内容は、下記参照。

実施事項	発言者	実施事項
事例提出者から事例の概要説明	事例提出者 その他関係機関	①事例の基本情報について説明 ②事例の概要、問題点・課題等、支援が困難である理由について説明 ・支援者が困難と感じているケースの課題の明確化(個人因子・環境因子)だけでなく、支援者の援助困難を起こしている要因を把握 ③情報共有(その他関係機関から経過報告など補足説明)
質問・助言	司会者 助言者(専門職)	①説明に関する不明点の確認 ②ケース理解のため、参加者から質問を求める ③説明についての質問・助言 ・どんなことから問題軽減されうるか ・実現できそうなことは何か ・リスク軽減のためのアプローチ
まとめ	司会者	①会議で検討した役割分担・検討内容・アプローチについて説明 ②支援方針・決定事項をまとめ、支援の方向性を共通認識する ③会議で出された助言や意見を踏まえ、事例提出者等が取り組むべき点、役割分担等についてまとめる ④必要に応じて、再度地域ケア会議に提出するかどうか検討

5-3 地域ケア個別会議③（生活援助中心型サービス）の流れ

- ① 計画作成者から概要説明
- ② 介護サービス事業者から個別支援計画書等説明
- ③ アドバイザーからの意見・提案・助言
- ④ まとめ

1 事例につき、計画作成者と各介護サービス事業者より、概要説明を計 6 分程度、参加者からの質問・助言のとりまとめを 22 分程度で行い、最後に 2 分程度でまとめを行い、合計 30 分程度を原則とする。詳細内容は、下記参照。

実施事項	所要時間 (目安)	発言者	実施事項
事例提出者から事例の概要説明	約3分	計画作成担当	①事例の基本情報について説明 ②現在の状態に至った個人因子・環境因子の説明 ③ケアプランの説明
事例提出者から支援方針の説明	約3分	介護サービス事業者等	事例への支援内容・方針について説明
質問・助言	約22分	司会者 助言者(専門職)	説明に関する不明点の確認 説明についての質問・助言
まとめ	約2分	司会者	①ケアの必要性を確認し、決定事項等をまとめ、共通認識を確認 ②会議で出された助言や意見を踏まえ、事例提出者(計画作成担当、介護サービス事業者)が取り組むべき点についてまとめる

6. 地域ケア個別会議後の実施事項

地域ケア個別会議終了後、どのような助言があったか等を、関係者間で共通理解するため、保険者は会議録を作成し、関係者へ10日以内に送付する。

会議後においてケースの状況をモニタリングする必要があると判断した場合、地域ケア個別会議のそれぞれの会で検討した事例のケアプランの期間を把握し、会議での助言がその事例に活かされたかどうか(プラン・個別援助計画が調整され、生活機能が改善したか、助言を踏まえた対応を行っているのか等)を現状把握するため、地域包括支援センターがモニタリングを行い、次回の地域ケア個別会議時にモニタリング結果報告を行う。

事例の検討を通して抽出された行政課題については、地域課題等の解決に向けて実施する町の地域ケア推進会議において報告し、地域づくり、資源開発、政策形成につなげていく。

7. 個人情報の取り扱い

上板町地域ケア個別会議を開催するにあたり、会議で個人情報を使用することに関する利用者の同意が必要である。利用者(新規契約)との契約の際に『医療と保健・福祉の連携に関する個人情報の使用同意書』により、同意をとっておくこととする。

